

○五十嵐吉也委員長 他にご質疑ございませんか。

坂内委員。

○坂内鉄次委員 私からは2つほど用意させていただきました。坂内、また同じことまたやるのかなんて言われそうですけれども、市長も変わって、新しい遠藤市政の中で風が吹きつつあるなどという実感を持ちましたので、取り上げさせていただきました。

まず、集会施設の関係ですけれども、市有集会施設の地区の譲渡がずっとこの間行われてきました。同時に、一方においては、行政区所有の施設への補助制度の改善もこの間行われてきたというところなんです。これは、とりもなおさず集会施設修繕費用負担などの均衡を図ると、格差を是正したいという合併以来の課題でもあった観点から取り組みされてきたということでもあります。

しかし、私は、最初からこの譲渡関係についてはいかななものかと思ってその都度主張してまいったところでもありますけれども、平成23年度から始まりました譲渡は、ようやくここで少し進んだのかどうかわかりませんが、平成30年4月1日現在、資料をいただいた部分については、11施設譲渡が完了しました。しかし、このまま進めていくにしても、完了に至るまでは全く不可能に近い、皆さん、ここにいる人たちがあの世に行っても進まないくらいに時間がかかるわけです。

今、人口減少、構成戸数の減少が顕著になっております。小さい集落であれば、集会所が譲渡されて地区のものになっても維持管理が大きな課題となって、もう人口減、戸数が減っているのにも関わらずなかなか運営できないというのが正直な話です。

行政というのは、トータルでやはり見るべきではないのかと思うんです。確かに集会施設そのものにすれば市有集会施設を有する行政区は恵まれているかも知れませんが、全体的にやはり周辺部なんですね。山間部に位置して、山間部周辺部は、行政サービス全体からすれば上水道、下水道、ごみ処理、あるいは除雪にしても都市部と比べれば非常に行政サービスは、低いという言い方は悪いんですが、なかなか都市部に比べて同じにはならないと。そういうことであれば、やはりトータルの観点で考えるべきではないかと。

ということで、今までの譲渡方針をまるっきり180度転換するのも、これは譲渡を受けた地区にも大変申しわけないので、ここは譲渡も受けてもいいよという元気のある地区に限定して、今までやってきた自治組織、そういう組織づくりについては評価される場所でもありますけれども、そういう組織をつくって財産取得してもいいよという元気なところについてはそれでいいとしても、ちょっと待てよ、うちのほうでは困るというような部分については、それ以上押しつけがましいことはやらないというような方向をやはり確認していくべきではないのかと思うんです。

均衡を図るには、地区所有の集会施設の改修事業、確かに改善しておりますけれども、まだまだ低いわけですから、市の補助制度をもっと手厚いものにしてあげれば均衡が図られると。何も合併したところの市有集会施設を持っているからその格差が非常に高いなんて、そうでないところがあるわけではないので、その辺は市民は納得していくのではないかと思います。

その財源はどうするかという部分になれば、今まで何人も譲渡に携わってきた職員の人件費を考えれば、もう少し手厚い補助制度を考えても十分間に合っていくし、地区の修繕についても、きちんと建築関係でチェックしておけば、査定も厳しくすれば、本当にかかったところの予算が使えるのではないかと。道路評価委員会の話も出ていましたけれども、そのように出てきた要望については、予算も限りがありますので、優先順位をつけて本当に必要なところを修繕していくと。それは市でチェックをして、競争入札なり見積もり合わせをきちんとやるということで経費を抑えていくことができるのではないかと思いますので、ぜひ地域振興、公平性などの観点から今までのやり方を見直しをしていただきたいと思いますと思いますが、市長のお考えをお願いしたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えいたします。

坂内委員からは2点についてのご質問だと思います。集会施設関係についてと補助金ということでございます。

集会施設につきましては、ご承知のとおり、行政区の所有と市所有がございます。所有形態に差違が生じているということで、維持管理に不均衡等が生じていることから、市では、差違を解消するため行政区に対する市有の集会施設の無償譲渡を進めてきたところであります。現在、各担当において各行政区と協議を重ね、11という紹介がございましたけれども、本当に毎年少しずつでありますけれども進んでいる現状でありますけれども、できるだけご理解をいただいてまずは早い時期に譲渡できるように努めてまいりたいと思います。同時に、中山間部の小規模な行政区に対しての対応につきましては、地区の実情を考慮しながら行政区と協議を行い対応を進めてまいりたいと思います。

なお、今後につきましては、庁内の情報共有を密にしながら、譲渡が進む対応策について検討してまいりたいと思います。なかなか進まないという歯がゆい部分もあろうかと思いますが、今までやってきた部分の既に譲渡が完全に進んだという地区もございますので、それらも含めてひとつ今後譲渡が進むように進めてまいりたいと思います。

さらには、集会施設の補助金関係でございますけれども、行政区所有の集会施設の新築・改築等には多額の費用がかかるために、行政区のみの負担で行うことは難しいものと考えております。市では、新築を初め屋根塗装、トイレの簡易水洗化などの改修費用の一部を補助し、負担の軽減に努めているところでございます。補助額については、受益者負担と市の負担のバランスを考慮するとともに、世帯数に応じて30%から70%までの補助率を設定することにより、1世帯当たりの負担の均衡が図られるよう配慮しているところでございます。行政区から集会施設の新築についてのご相談がある場合には、建設費だけではなく、光熱水費、各保険代など毎年維持管理経費がかかることなどを丁寧に説明するとともに、公共施設等の利活用なども検討していただくように助言を行って

いるところでございます。集会施設の集会施設整備事業補助金につきましては、平成26年度の改正以降、実績も順調に推移しておりますので、当分の間は、現行の補助率により支援してまいりたいと思います。

同じような答弁になったかと思えますけれども、まずは、数が多いという状況も踏まえて懇切丁寧に譲渡が早期に進むような形で進めてまいりたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○五十嵐吉也委員長 坂内委員。

○坂内鉄次委員 数がふえたというのは、私だけ感じたのかわかりませんが、市長、行政は継続性という部分でありますのでそれはやむを得ないんですが、ひとつ今の方針をもう少し研究してください。例えば、楚々木、置換受けました。しかし、小楚々木にある集会所を管理運営する戸数は1戸になってしまったんです。もう地区に譲渡しながら周辺地区についてはそういう地区があらわれていると。数戸で市でもらってくれといっても大変だという状況もございますので、格差是正、格差是正ということがありますけれども、合併して13年もたって格差是正もできないのは、それはそれとして固有の5市町村、持ち寄った部分での行政の差違があっても、それは仕方がないと私は思うんです。行政サービスは統一、均衡を図らなければならないんですが、だったらそこに下水道を引っ張ってくれ、水道がないところに水道を引っ張ってくれ、除雪もまめにやってくれ、ごみ収集もちゃんとやってくれと。差があるわけですよ。だから、集会所だって差があっても仕方がないなと思うんですよ。周辺部だけなんです、市有集会施設を持っているのは。その辺を市長、認識を改めて考えていただきたいと思えますし、その差違を埋める地区所有の集会施設の補助制度を少し増額してくれば、均衡はもう図られるわけですよ。だから、その辺を研究していただきたいと思えます。答弁は結構です。同じになると思えますから。

次に、2つ目の上ノ山墓地公園の管理です。これも風が吹いているのかと思って再度やるんですけども。

先日の一般の審議で平成29年6月に、目視ですけれども、全区画の建立状況、墓を建ててない墓所の調査をしたということで、資料をいただいた部分については、3,255区画のうち540区画が未建立、まだ墓は建っていないと。1割5分くらいは墓が建っていないわけです。

これから増設という計画もあるわけですが、やはり墓地の増設については、この540区画の行方、消息、調査をやはり行って、もうとっくにここにいない人、あるいは、いても跡取りがないとか建てる意思がなければ返還していただいて、それを必要な方に使用していただくというのが専決ではないのかと思うんです。人口減だ、戸数減だと、墓の継承も難しくなっていくというのを考えれば、従来の墓所、そういう墓を求める需要は少なくなっていくと私は考えるわけです。だから、空き墓所の活用が重要ですし、墓の形式も合葬式施設ということも出てきましたので、その辺の状況を見きわめながら進めていただきたいと思っています。

ただ、従来型の墓所の増設がどうしても必要となれば、現在のエリアの急斜面をむいて5,000万円の当初の事業費に2,000万円も増額するなんていうようなことを繰り返すのではなくて、もっといい条件のところ、区域を広げていくということが必要ではないのかというのが1点です。

もう1点は、永代管理制度なんです。当時は、資金運用からすれば20年分一緒に1回にもらって、5%も6%も利息があったときについては果実運用によって大変な効果があったと思うんです。今はそれが全然当てにできないし、永代管理になって、毎年もらう制度からすれば、もう連絡のしようがないんですね。だから、結果として500も未建立のものが出てしまうと。20年分納めれば未来永劫納めることがないというのが永代管理料なんですよね。野口英世とか坂本龍馬の墓だったら市民の負担で管理しても文句は言えないと思うんですが、一般の人たちの墓を市民が今度市民の一般財源で管理運営、管理費を出さなければならないという理屈になってくるわけですよ。その辺を考えれば、永代管理ということを改めて、やはり毎年毎年もらうような形に進めていくべきだし、20年たったとしても、受益者負担の原則からやはり方針を改めて管理料をいただくという形に持っていくべきではないかと、この2点含めて市の考えをただしたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） ただいま2点についてご質問をいただきました。

現在の上ノ山墓地公園の拡張整備計画を決定するに当たりまして、都市計画公園内の外部周辺部に墓地を造成できるかどうか検討ということでございましたけれども、当時は新規墓所の造成を急ぐ必要がありましたことから、南側斜面は急斜面の傾斜地帯で裾野に広がる農振農用地、坂内委員、ご案内のとおりだと思いますけれども、農振農用地が広がっていること、また南西部の土地は地元の墓地があるということから、南側への拡張は難しいと判断した、ご承知のとおりだと思います。

なお、今後の拡張整備計画においては、お話がございましたように、合葬式施設の整備も含め検討するとしたことから、これによる従来型墓地の需要への影響などを踏まえ、拡張整備計画の見直しを検討してまいりたいと思っている次第であります。

また、永代管理料の関係のご質問がございました。永代管理料により納入された方と毎年管理料を納入する場合の均衡を図る必要があるのではないかとということでございますけれども、管理料の運営における精査が私は必要になってきているのではないかとということから、今後他の市町村の状況等を参考としながら検討してまいりたいと思っている次第であります。よろしく願いいたします。

○五十嵐吉也委員長 坂内委員。

○坂内鉄次委員 市長の答弁ですからそれ以上のことはないと思うので、ひとつその辺で認識を深めていただいて前向きに検討いただきたいと思います。

以上で終わります。